

社保シリーズ

# 口腔機能発達不全症

1

社保研究部

今回の診療報酬改定で新たに「口腔機能発達不全症」の病名による継続管理が導入された。口腔機能発達不全症に対する点数は、歯科疾患管理料および加算点数として小児口腔機能管理加算（小機能）100点がある。文書提供は必要だが、文書提供加算10点の同時算定はできない。対象者は15歳未満だが、15歳までに管理を始めた場合は18歳まで管理が延長できる。

### 口腔機能発達不全症の診断と算定

日本歯科医学会では、チェックシート（表1）の項目C-1～C-12のうち2つ以上に該当するものを「口腔機能発達不全症」と診断する（なお、1つはC-1～C-6を必須とする）。

さらに、咀嚼機能6項目のいずれかを含み、評価項目17項目のうち3項目以上に該当する場合は、小児口腔機能管理加算（小機能）100点の対象になる。

算定にあたっては、口腔機能の評価および一連の口腔機能の管理計画を策定し、患者または家族などに対し管理計画の情報を文書で提供し、提供した文書の写しをカルテに添付する。また、患者の成長発達に伴う口腔内などの状況変化の確認を目的として、患者の状態に応じて口腔外または口腔内カラー写真を撮影する。写真撮影は、加算の初回算定日には必ず行い、その後は少なくとも加算を3回算定するにあたり1回以上行う。写真をカルテに添付するか、デジタル撮影した画像を電子媒体に保存・管理する。

管理を行った場合は、指導・管理内容をカルテに記載する。指導・管理の記録を文書で作成している場合は、その記録または写しをカルテに添付する。

### 症例解説

症例は9歳の事例で、初診日に永久歯2歯を修復したことで、う蝕多発傾向者と判定し歯管を算定、フッ化物歯面塗布処置（F局）で管理することにし、フッ化物洗口指導加算（F洗）を算定している。併せて萌出遅延（C-1）、叢生（C-2）、左側の偏位咀嚼（C-6）の3項目から口腔機能低下症と診断し、小機能+100点も算定している。この場合、文+10点は算定できない。

また、歯清は4月の診療報酬改定から、歯周疾患以外でも算定できることから再診日に算定している（10/15）。再診月は、歯管と小機能で管理し、4カ月目にCeが発症したため、F局130点の管理に切り替えている。う蝕多発傾向とエナメル質初期う蝕が併存する場合は、どちらか一方で管理することになる。

以上のように、口腔機能低下症のみの病名で管理する場合、2項目を満たしただけでは歯管100点しか算定できない。咀嚼機能を含む3項目の場合でも、小機能100点しか加算できず、筋訓練なども包括化されており、別評価ではないため点数が低すぎる。今後、筋訓練等の適正評価が必要と思われる。しかも、6カ月以内は継続管理中であるため初診が起こしにくくなる。

一方、小機能での管理中に、う蝕や歯周病の処置などは併算定できる。主にCまたはG病名で継続管理が必要な場合に並行して小機能に取り組むという発想であれば、診療に無理なく取り入れられるのではないだろうか。

文+10点は併算定できない。管理計画書の記載見本は『歯科保険診療の研究』P43参照

管理計画に基づく記録を残す。この症例では「[1 2部叢生の捻転0mm改善...]」など。

歯周疾患以外で管理する場合でも歯清が算定できる。

C管理中からCeの管理に切り替えることができる。その際のF局は130点を算定する。

部位	傷病名	診療開始日
6 6	C <sub>1</sub>	30年10月1日
	口腔機能発達不全症	30年10月1日
2	C <sub>e</sub>	31年1月15日
〔年齢〕 9歳		
〔主訴〕 むし歯があり、前歯が生えてこない。歯並びも気になる。		
〔所見〕 6 6にう蝕を認める。叢生等による口腔機能発達不全症。		

月日	部位	療法・処置	点数
10/1		初診	237
		6 6咬合面にう蝕を認める。う蝕多発傾向者。	/
		1 2部に叢生、1 萌出遅延、左側偏位咀嚼により	/
		口腔機能発達不全症を認める	/
	6 6	充填 (126×2)	252
	6	光CR充1 (O) (104+11)	115
	6	光CR充1 (O) (104+11)	115
		F局	110
		口腔内・外カラー写真 (2枚) (所見略)	/
		歯管 F洗 小機能 (管理計画書 別紙)	/
		(100+40+100)	240
10/15		再診 明細 (48+1)	49
		口腔機能管理の内容は別紙 (指導・管理記録)	/
		歯清	68
10月分 2日分 1,186点			
11/15		再診 明細 (48+1)	49
		歯管 小機能 (指導・管理記録 別紙) (100+100)	200
11月分 1日分 249点			
12/15		再診 明細 (48+1)	49
		歯清	68
		歯管 小機能 (指導・管理記録 別紙) (100+100)	200
12月分 1日分 317点			
1/15		再診 明細 (48+1)	49
		口腔内・外カラー写真 (2枚) (2 Ce..., 以下所見略)	/
	2	F局 (エナメル質初期う蝕)	130
		歯管 小機能 (指導・管理記録 別紙) (100+100)	200
1月分 1日分 379点			

表1

「口腔機能発達不全症」指導・管理記録簿

No.	氏名	生年月日	年 月 日	年齢	歳 月		
A 機能	B 分類	C 項目			該当項目	指導・管理の必要性	
食べる	咀嚼機能	C-1 歯の萌出に遅れがある				<input type="checkbox"/>	□
		C-2 機能的因子による歯列・咬合の異常がある				<input type="checkbox"/>	
		C-3 咀嚼に影響するう蝕がある				<input type="checkbox"/>	
		C-4 強く咬みしめられない				<input type="checkbox"/>	
		C-5 咀嚼時間が長すぎる、短すぎる				<input type="checkbox"/>	
		C-6 偏咀嚼がある				<input type="checkbox"/>	
食べる	嚥下機能	C-7 舌の突出 (乳児嚥下の残存) がみられる (離乳完了後)				<input type="checkbox"/>	□
		C-8 哺乳量・食べる量、回数が多すぎたり少なすぎたりムラがある等				<input type="checkbox"/>	□
話す	構音機能	C-9 構音に障害がある (音の置換, 省略, 歪み等がある)				<input type="checkbox"/>	□
		C-10 口唇の閉鎖不全がある (安静時に口唇閉鎖を認めない)				<input type="checkbox"/>	□
		C-11 口腔習癖がある				<input type="checkbox"/>	□
		C-12 舌小帯に異常がある				<input type="checkbox"/>	□
その他	その他	C-13 やせ、または肥満である (カウプ指数・ローレル指数で評価)				<input type="checkbox"/>	□
		C-14 口呼吸がある				<input type="checkbox"/>	□
		C-15 口蓋扁桃等に肥大がある				<input type="checkbox"/>	
		C-16 睡眠時のいびきがある				<input type="checkbox"/>	
		C-17 上記以外の問題点 ( )				<input type="checkbox"/>	

\* 「上記以外の問題点」とは口腔機能発達評価マニュアルのステージ別チェックリストの該当する項目がある場合に記入する。

指導・管理記録

回数	年月日	管理・指導項目 (各項目の該当するものに○)	特記事項
1	年 月 日	食べる機能 (改善・変化せず・悪化) 話す機能 (改善・変化せず・悪化) その他の機能 (改善・変化せず・悪化)	写真撮影 (有・無)